

# 当社ネットワークへの接続性検証に関する 申込みから検証までの流れについて

KDDI株式会社

2015年12月





## 端末製造事業者様からご提出頂く資料

- 手続き「①接続性検証申込み」に際し、当社HPより「当社ネットワークとの接続性検証に関する申込みフォーム」に必要事項を記載のうえ、送信下さい※1。

⇒ 接続確認試験申込書を確認後、当社から以下書類を提示致します。

＜提示書類＞ 守秘義務契約案、接続確認試験に関する覚書案(守秘義務契約締結後)

※1 当社では、端末製造事業者様にて開発する移動無線装置により、混信等の問題が発生した場合、発信停止等の対応を行わせて頂く場合があります。このような事態を未然に防ぐため、移動無線装置と当社ネットワークとの接続確認試験による正常接続確認をお願いしています。

- 手続き「⑤本申込み受付」完了後、当社から接続確認試験実施に係る技術情報※2を提示致します。

※2 当社のネットワークとの接続性検証を行うための試験票をご提示致します。

- 手続き「⑩接続性検証実施(ラボ、フィールド)」に際し、移動無線装置が法令で定める技術基準を満たしていることを確認するため、以下書類を提出して頂きます。

＜提出書類＞ 技術基準適合証明、又は、工事設計認証

## 端末製造事業者様が遵守すべき法令等について

- 端末製造事業者様は、国内において当社網に接続する携帯電話端末を販売される場合、次の法令を自己の責任において遵守して頂く必要があります。

### <関連法令>

- 電気通信事業法及び関連政令・省令・告示
- 電波法及び関連政令・省令・告示

### <技術基準適合証明について>

- 当社では、携帯電話端末について包括免許※を取得しています。

※ 技術基準適合証明を取得している携帯電話端末で、電波の型式・周波数、最大送信電力の上限値等が同じ場合に、包括的に移動機免許を取得可能。

- 端末製造事業者様においては、当社ネットワークとの接続に際し、電波法に基づく技術基準適合証明及び、電気通信事業法に基づく技術基準適合認定を取得して頂く必要があります。

# 当社向け端末のBand1認証について

- 他社PHS帯域と当社Band1帯域が近接しているため、国際標準(3GPP)規定・国内法規定で、PHS帯域への不要輻射の上限(-41dBm/300kHz)が規定されています。



- 当社網に接続する端末は、Band1において以下記載に適合していることを確認する必要があります。

<チャンネル帯域幅：5MHz>

1922.5MHz~1927.1MHz(100kHz間隔47波)    XX dBm

1927.2MHz~1977.5MHz(100kHz間隔504波)    23dBm

<チャンネル帯域幅：10MHz>

1925.0MHz~1934.6MHz(100kHz間隔97波)    △△ dBm

1934.7MHz~1975.0MHz(100kHz間隔404波)    23dBm

<チャンネル帯域幅：15MHz>

1927.5MHz~1942.1MHz(100kHz間隔147波)    ○○ dBm

**1932.5MHz (1927.19MHz~1937.81MHzの内、連続した最大5.4MHz幅を送信する場合に限る)    23dBm**

1942.2MHz~1972.5MHz(100kHz間隔304波)    23dBm

<チャンネル帯域幅：20MHz>

1930.0MHz~1949.6MHz (100kHz間隔197波)    ●● dBm

**1930.0MHz (1925.32MHz~1934.68MHzの内、連続した最大4.32MHz幅を送信する場合に限る)    23dBm**

1949.7MHz~1970.0MHz(100kHz間隔204波)    23dBm

※ 青字：帯域制限：3GPP TS36.101 Table 6.6.3.3.1-2

赤字：電力低減：国内法適応上必要な措置

※ < >内は、認証機関により記載しない場合も有る。

※ “XX”, “△△”, “○○”, “●●”は、端末製造事業者様で決定する。(当社要求値無し)

## <当社網との接続性検証に関する窓口>

### KDDI 商品技術部

※ ご連絡につきましては、申込みフォームに必要事項、お問い合わせ内容等をご記入の上、送信頂きますようお願い致します。

- 2015年12月公表